

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループ
中間取りまとめ案における変更点について

平成25年10月1日に開催した、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会第1回建築材料等判断基準ワーキンググループ（以下「建築材料等判断基準WG」という）における審議を踏まえ、「中間取りまとめ案」を作成した。

中間取りまとめ案における、第1回建築材料等判断基準WGでの配付資料からの主な変更点は以下のとおり。

変更点1. 建材トップランナー原則 原則2の修正（WG配付資料 資料3 P3、中間取りまとめP8）

- ・ 第1回建築材料等判断基準WGにおいて、建築材料を選択する者に「最終消費者」及び「建築事業者」を追加すべきとのご指摘を頂いたことを踏まえ、「建築事業者」を追加するとともに、「最終消費者のニーズ又は」とする修正を行った。

変更点2. 断熱材における建材トップランナー制度において硬質ウレタンフォーム及び繊維系断熱材の吹き込み品を対象外とする理由の修正（WG配付資料 資料5 P2、中間取りまとめP22）

- ・ 第1回建築材料等判断基準WGにおいて、硬質ウレタンフォームそのものが「技術的な測定方法、評価方法が確立されていない」建築材料であるとの誤解を招く表現は修正すべきとのご指摘を頂いたことを踏まえ、修正を行った。併せて、繊維系断熱材の吹き込み品についても同様の修正を行った。

変更点3. 断熱材の目標基準値における考え方の記述の修正（WG配付資料 資料3 P7 資料7 P4、5、中間取りまとめP12、28、30）

- ・ 第1回建築材料等判断基準WGにおいて、断熱材の目標基準値を設定する際に「高付加価値品」が「経済的に見合わない高額な建築材料」であるとの誤解を招く表現は修正すべきとのご指摘を頂いたことを踏まえ、修正を行った。
- ・ 上記修正に伴い、建材トップランナー原則5の補足部分についても、同様の

記述とする修正を行った。

変更点 4. 中間取りまとめ（案）中「省エネルギーに向けた提言」の修正（中間取りまとめP 4）

- ・ 第1回建築材料等判断基準WGにおいて、使用者の定義に「最終消費者」及び「建築事業者」を追加すべきとのご指摘を頂いたことを踏まえ、修正を行った。
- ・ また、第1回建築材料等判断基準WGにおいて、断熱材の目標年度が2022年度と、目標年度までの期間が長く、その間の製造事業者等及び市場動向の把握及び目標基準値の見直しも含めた必要な施策の検討が重要であるとのご指摘を頂いたことを踏まえ、「政府の取組」に同内容を追加した。

変更点 5. その他の軽微な変更

- ・ 変更点 1. ～ 4. のほか、第1回建築材料等判断基準WGにおいてご指摘頂いた記述の誤り（熱伝導率 λ の定義等）について修正を行うとともに、トップランナー原則の各原則の説明ぶりの修正、中間取りまとめ（骨子案）の構成に「1. 建材トップランナー制度の運用に関する原則の策定」の追加等の軽微な修正を行った。